

令和2年11月17日の官報に、「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和2年3月5日厚生労働省告示第59号）」、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第1項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（令和2年3月23日厚生労働省告示第82号）」の各告示に対する原稿誤りの正誤が掲載されました。

当該官報正誤の内容について、既に発出されている「令和2年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について（令和2年3月31日医療課事務連絡）」及び「令和2年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について（令和2年6月9日医療課事務連絡）」によって示されたもの以外については以下の通りです。

- 「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和2年3月5日厚生労働省告示第59号）」の「本則」の「第十六 介護老人保健施設入所者について算定できない検査等」の「二」に「HIF-PH阻害剤（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）の費用」を、同「三」に「エポエチンベータペゴル（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）の費用」を加える。また、同「三」中「腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。」は「腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。」の誤り（2箇所）。